

「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」について

～ 高齢者の方を幅広く支援する新たな制度がスタートします ～

1、介護予防・日常生活支援総合事業実施の背景

2025年に向けた新たな取り組みが求められています

- ・ 2025年（平成37年）には団塊の世代が後期高齢者となり、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されています。
- ・ また高齢者、特に後期高齢者人口の増加に伴い、介護や医療にかかる費用も増加することとなります。

地域包括ケアシステムの構築が必要です

- ・ 地域包括ケアシステムとは、「要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供する」仕組みのことです。
- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けるには、東村山市の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。

地域に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、市町村の裁量権が拡大しました

- ・ 地域包括ケアシステムの構築には、いつまでも地域で元気で暮らせるための「生活支援」や「介護予防」の充実が欠かせません。
- ・ 介護保険法の改正により、地域の実情に応じた生活支援サービスの充実や介護予防の推進ができるようになりました。

地域包括ケアシステム「東村山モデル」の構築・推進を図ります

東村山市では、地域包括ケア推進計画（第6期介護保険事業計画）にて示しました方向性を踏まえつつ、新たに地域支援事業に位置づけられました『介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」といいます。）』の実施を通じて、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

2、総合事業実施のねらい

東村山市の総合事業のねらいは・・・

要支援相当の高齢者から元気な高齢者まで、幅広く自立支援ができる体制を構築します。

予防給付のうち訪問介護・通所介護については、地域の実情に応じ効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、総合事業として位置づけられました。また、介護予防事業についても総合事業に移行することで、年齢や心身の状況によらず、地域の住民と一緒に参加することが可能となります。

上記のことを実現させるための施策についてお知らせいたします。

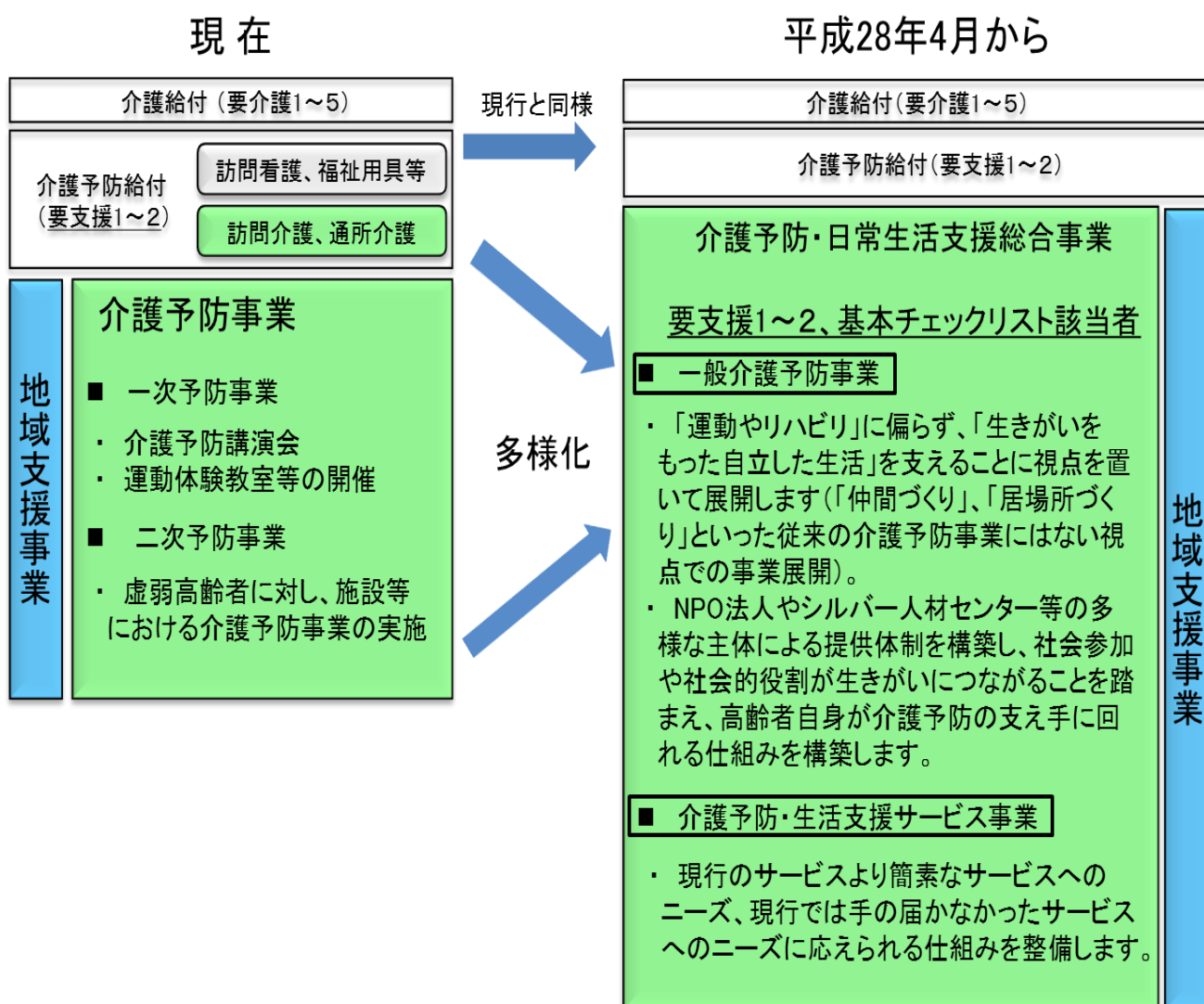
3、東村山市の取り組み状況

当市では今までも介護予防事業に取り組んでまいりましたが、平成28年4月からはより多くの方にご参加いただけるよう、事業内容を拡充し次の2点を主眼として実施していきたいと考えております。

- ① ニーズに応じた介護予防事業の展開
- ② 地域の方々が一緒に参加できる場（仲間づくり、居場所づくり）の創出

また、「訪問介護」については、多様な主体によるサービスの提供が可能となるようサービス提供者の資格要件等の基準を緩和してまいります。

《総合事業に移行する事業は具体的には次のページ図のとおりとなります》



※ 総合事業の実施時における事業項目については次ページを参照ください。

総合事業の実施時における事業項目について（概要）

総合事業は「一般介護予防」と「介護予防・生活支援サービス事業」より構成されます。

一般介護予防事業

「仲間づくり」、「居場所づくり」といった視点での事業実施

一般介護事業（新規実施・拡充）

- ・ 仲間づくり、居場所づくりを目的とした介護予防事業を展開するために、いつもの仲間と活動している「場所」に介護予防に資する運動等の指導を行う専門職の方を派遣します。
- ・ 写真と説明を見て自分で簡単にできる「体操のテキスト」を地域で活動している団体に配布し、体操指導等を実施します。
- ・ ドリル式脳トレ教室、ふまねっとをシルバー人材センターやNPO法人の協力を得て実施します。

介護予防・生活支援サービス事業

現行のサービスより簡素なサービスへのニーズ、現行では手の届かなかったサービスへのニーズに対し、東村山市の総合事業として独自の基準によるサービスを設定することで、多種多様なニーズに応えられる仕組みを整備します。

訪問介護・通所介護（事業継続）

- ・ 介護予防訪問介護・通所介護とほぼ同一の基準により事業を実施
- ・ サービス提供主体は介護事業所を想定
- ・ サービス提供内容、単価、利用者負担割合については現行制度同様

訪問介護基準緩和型（新規実施）《サービスが廉価で利用できるようになります》

- ・ 平成28年度では、訪問介護における「生活援助（掃除、洗濯、調理等の日常の家事）」のみ基準緩和で実施する（身体介護、通所介護における基準緩和は実施しない）
- ・ サービス提供主体は介護事業所を想定
- ・ 事業者指定基準は資格要件等を緩和する
- ・ サービス提供内容、利用者負担割合については現行制度同様
- ・ 単価については「現行相当型」より廉価とする
例）研修修了者による簡易な家事援助の提供（今までと同程度の水準の生活援助を廉価で提供できるような体制づくり）

訪問介護委託型（新規実施）《サービスの料金や内容が多様化します》

- ・ 訪問介護における生活援助のみを実施（身体介護は実施しない）
- ・ 委託事業として実施
- ・ 利用者負担は一定の額
- ・ 単価については「基準緩和型」より廉価とする
例）短時間、簡易な家事支援や従来の介護保険では提供することが難しかった家事の支援（季節家電や衣類の入れ替等）

その他 見守り団体補助（拡充）

- ・ 活動内容に「広く高齢者の居場所作りや仲間づくりの活動」等を加え、その活動を通じての見守り支援を行う団体も助成対象と出来るように、対象要件を緩和
- ・ 継続的活動を支援するために助成期限の撤廃を検討

※ 訪問介護・通所介護、訪問看護基準緩和型において、報酬は「一回当たりの単位」で設定することを検討しています。